



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

東京都中央区日本橋室町四丁目 1 番 11 号  
会社名 堀田丸正 株式会社  
代表者名 取締役社長 井澤 一守  
(コード番号 8105 東証第二部)  
問合せ先 取締役管理本部長  
矢部 和秀  
(TEL 03 - 3548 - 8123)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 112 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

(1) 当社の事業規模拡大を推進するにあたり、事業売買に関する業務や子会社となった会社への経営指導や委託業務を行うため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号分の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

##### (2) 単元株式数変更の件

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するため現行定款8条（単元株式）について、所要の変更を行うものであります。

また、本定款一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除することとします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。 1. ～21. (条文省略) (新 設)  <u>22.</u> (条文省略)	(目 的) 第2条 (現行どおり)  1. ～21. (現行どおり) <u>22.事業売買に関する業務及び経営指導 並びに業務委託に関する業務</u> <u>23.</u> (現行どおり)
第3条～第7条 (条文省略)	第3条～第7条 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式は、 <u>1,000株</u> と する。 (新 設)	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式は、 <u>100株</u> とする。  <u>附則</u> <u>第8条の変更は、平成28年10月1日をもって その効力を生ずるものとし、同日の経過をも って本附則を削除する。</u>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日

以 上